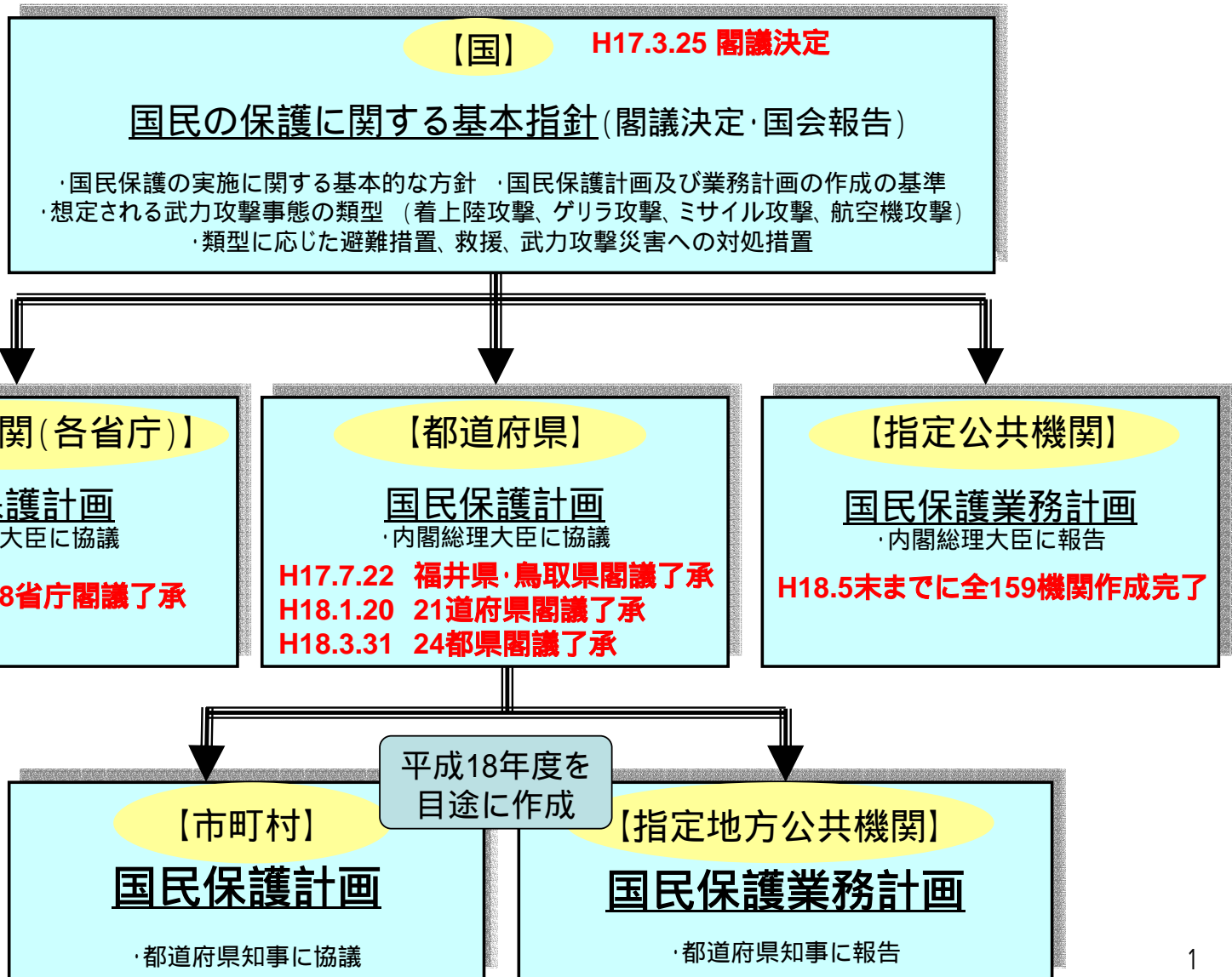


国民保護関係資料

平成18年7月

内閣官房

国民の保護に関する「基本指針」及び「計画」(全体像)



指定行政機関の国民保護計画(1/3)

- 平成17年10月28日の閣議において、28の指定行政機関の国民保護計画に係る内閣総理大臣協議について、異議ない旨決定。

<各計画の主なポイント>

内閣府	関係省庁と連携し、生活関連物資等の価格・供給の安定のための措置を実施 武力攻撃原子力災害が発生した場合、原子力安全委員会は政府対策本部長に対し技術的な助言を行う
国家公安委員会 警察庁	生活関連等施設の安全確保のための立入制限区域の指定に関する都道府県公安委員会への指示 警察庁長官による都道府県警察に対する指揮監督
防衛庁 防衛施設庁	避難住民の誘導や、運送力不足時等におけるその運送を実施 捜索・救助、応急医療の提供等の人命救助の実施 専門部隊の派遣等による人命救助や除染等NBC攻撃災害への対処を実施
金融庁	民間金融機関・保険会社・証券会社・証券取引所等に対し、被災者の便宜を考慮した措置、売買・取引の支障防止措置等を要請
総務省	警報及び避難措置の指示について、指定公共機関(放送事業者)等へ通知 通信機器の貸与等の関係機関における通信手段の確保や非常通信の取扱要請等、武力攻撃事態等における通信確保措置を実施

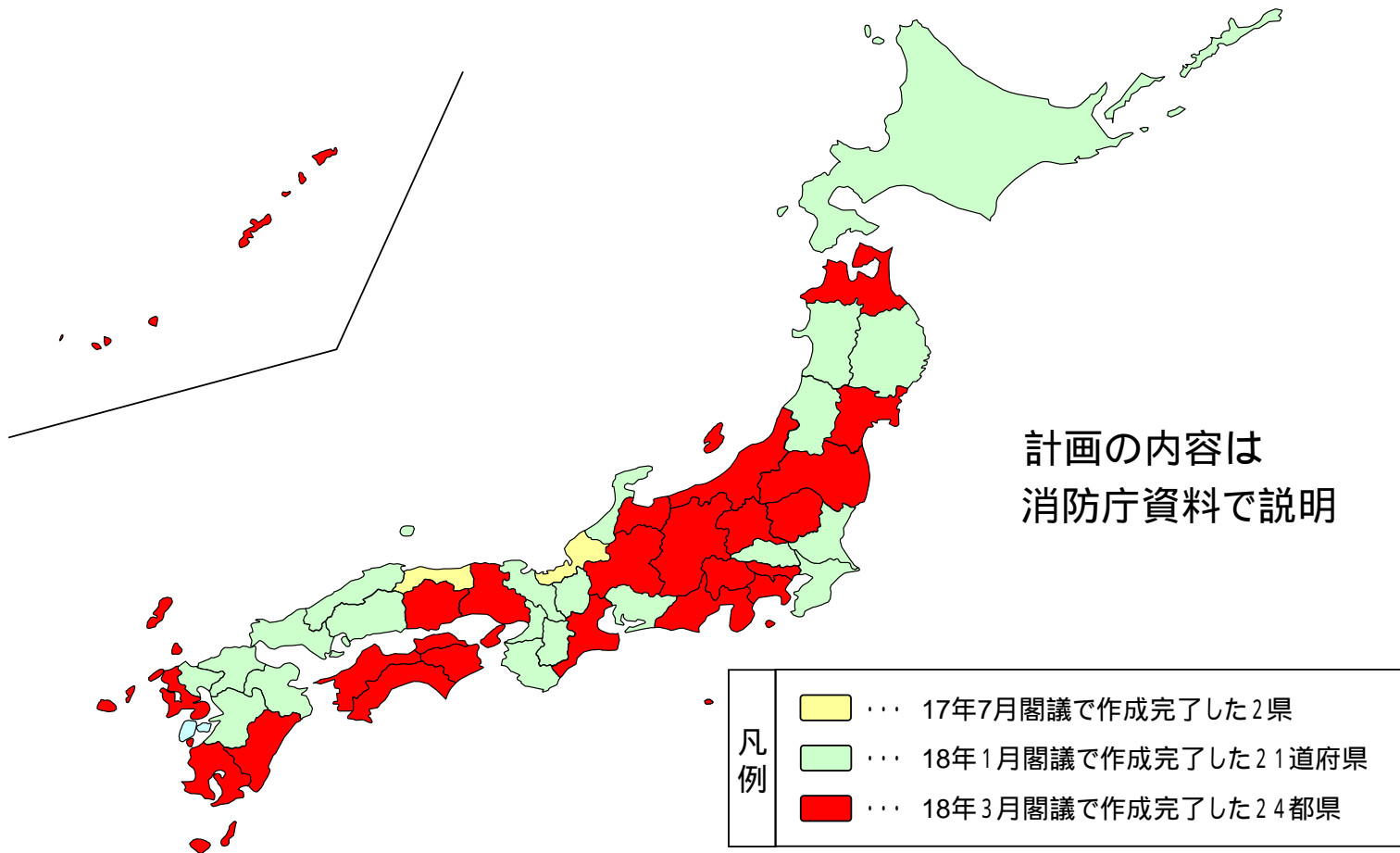
指定行政機関の国民保護計画(2/3)

<p>消防庁</p>	<p>地方公共団体や消防機関の国民保護の態勢整備の支援 警報の瞬時伝達など国と地方公共団体との間の密接な連絡調整を実施 緊急消防援助隊など消防の応援について都道府県知事・市町村長へ指示</p>
<p>法務省</p>	<p>被収容者の適正な収容、避難誘導及び救護、他の施設への移送等を実施 外国からの支援要員の入国手続きの迅速化など緊急事態に配慮</p>
<p>公安調査庁</p>	<p>政府対策本部の事務の遂行に資する関連情報を速やかに提供</p>
<p>外務省</p>	<p>在外邦人等への警報等の伝達、情報提供に努める 国民保護措置と合衆国軍隊の活動に関し、対策本部及び関係省庁とともに、合衆国政府と必要な連絡調整を実施</p>
<p>財務省 国税庁</p>	<p>地方公共団体の応急復旧への支出等に係る財政融資資金の短期貸付等を実施 国税の申告・納付等の期限の延長等を実施</p>
<p>文部科学省 文化庁</p>	<p>避難先での学習機会の確保など児童生徒、学生の教育に支障なきよう適切に措置 武力攻撃原子力災害に際し、放射能影響予測その他必要な措置を実施 重要文化財等の所有者等に対し所在の場所や管理方法の変更命令・支援等を実施</p>
<p>厚生労働省</p>	<p>救援に係る物資の供給、職員の派遣など都道府県知事に対する支援を実施 救護班の編成、生物剤・化学剤攻撃の際の支援等により医療を確保 生活用水が汚染された場合に、給水制限等の措置を水道事業者等に指示</p>

指定行政機関の国民保護計画(3/3)

<p>農林水産省 林野庁 水産庁</p>	<p>備蓄物資の供給、関係団体への出荷要請など応急用食料の供給を実施 関係省庁と協力し、汚染食料品の出荷規制や飲食物の摂取制限等を関係機関に要請 食料等の価格高騰が生じないように、価格動向を調査・監視、備蓄物資を活用</p>
<p>経済産業省 資源エネルギー庁 原子力安全保安院 中小企業庁</p>	<p>生活関連等施設(発電所、ガス工作物等、危険物質等の取扱所)について、管理者への指導・助言、取扱所の一時停止等の被害拡大防止策を実施 原子炉施設の使用停止など武力攻撃原子力災害の発生・拡大防止策を実施</p>
<p>国土交通省</p>	<p>地方公共団体等からの要請に応じ、避難住民の運送等について運送事業者である指定 公共機関との連絡調整等の支援を実施 離島等の避難に必要な航空機、船舶、飛行場施設、港湾施設の確保等の支援を実施</p>
<p>国土地理院</p>	<p>被災情報・応急復旧の実施状況を収集するため、緊急測量調査等を実施</p>
<p>気象庁</p>	<p>気象情報、被災情報を政府対策本部、地方公共団体等に提供</p>
<p>海上保安庁</p>	<p>海上交通の安全確保、生活関連等施設周辺海域における警備強化、避難住民・救援物 資の海上運送経路での監視等を実施 搜索、救助・救急活動、運送力不足時等における避難住民・緊急物資の運送等を実施</p>
<p>環境省</p>	<p>生活環境悪化を防止するため、廃棄物処理の特例地域を速やかに指定 大気環境中の放射線のモニタリング等を実施し、関係省庁等に対して情報提供</p>

都道府県国民保護計画の作成状況



指定公共機関一覧(平成18年6月現在)

【災害研究機関】(14機関)

(独)海上技術安全研究所、(独)海上災害防止センター、(独)建築研究所、(独)原子力安全基盤機構、(独)港湾空港技術研究所、(独)産業技術総合研究所、(独)情報処理推進機構、(独)情報通信研究機構、(独)森林総合研究所、(独)水産総合研究センター、(独)土木研究所、(独)農業・食品産業技術総合研究機構、(独)放射線医学総合研究所、(独)日本原子力研究開発機構

【医療事業者】(2機関) 日本赤十字社、(独)国立病院機構

【公共的施設管理者】(11事業者)

(独)水資源機構、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、関西国際空港(株)、中部国際空港(株)、成田国際空港(株)

【電気事業者】(12社)

沖縄電力(株)、関西電力(株)、九州電力(株)、四国電力(株)、中国電力(株)、中部電力(株)、東京電力(株)、東北電力(株)、北陸電力(株)、北海道電力(株)、電源開発(株)、日本原子力発電(株)

【電気通信事業者】(16社)

日本電信電話(株)、東日本電信電話(株)、西日本電信電話(株)、I・N・T・E・I・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、日本テレコム(株)、(株)I・N・T・E・I・ド・コム、(株)I・N・T・E・I・ド・コム関西、(株)I・N・T・E・I・ド・コム九州、(株)I・N・T・E・I・ド・コム四国、(株)I・N・T・E・I・ド・コム中国、(株)I・N・T・E・I・ド・コム東海、(株)I・N・T・E・I・ド・コム東北、(株)I・N・T・E・I・ド・コム北陸、(株)I・N・T・E・I・ド・コム北海道、ボーダフォン(株)

【放送事業者】(20社)

日本放送協会、朝日放送(株)、(株)テレビ朝日、(株)テレビ東京、東海テレビ放送(株)、(株)東京放送、(株)フジテレビジョン、(株)毎日放送、関西テレビ放送(株)、中京テレビ放送(株)、中部日本放送(株)、名古屋テレビ放送(株)、日本テレビ放送網(株)、読賣テレビ放送(株)、大阪放送(株)、(株)日経ラジオ社、(株)ニッポン放送、(株)TBS ラジオアンドコミュニケーションズ、東海ラジオ放送(株)、(株)文化放送

【ガス事業者】(4社) 大阪瓦斯(株)、西部瓦斯(株)、東京瓦斯(株)、東邦瓦斯(株)

【運送事業者】(78社)

国内旅客船事業者(11社)

マルエーフェリー(株)、オーシャン東九フェリー(株)、(株)名門大洋フェリー、(株)マリンエクスプレス、関西汽船(株)、商船三井フェリー(株)、新日本海フェリー(株)、太平洋フェリー(株)、(株)ダイヤモンドフェリー、阪九フェリー(株)、リベラ(株)

バス事業者(25社)

ジェイアールバス関東(株)、ジェイアール九州バス(株)、ジェイアール四国バス(株)、ジェイアールバス東海(株)、ジェイアールバス東北(株)、ジェイアールバス北海道(株)、中国ジェイアールバス(株)、西日本ジェイアールバス(株)、小田急バス(株)、神奈川中央交通(株)、近鉄バス(株)、京王電鉄バス(株)、京成バス(株)、京阪バス(株)、京浜急行バス(株)、国際興業(株)、西武バス(株)、東急バス(株)、東武バスセントラル(株)、南海バス(株)、阪急バス(株)、東都観光バス(株)、日本交通(株)、三重交通(株)、名阪近鉄バス(株)

航空事業者(9社)

エア・ニッポン(株)、(株)ジャルエクスプレス、(株)日本航空インターナショナル、(株)日本航空ジャパン、スカイネットアジア航空(株)、スカイマークエアラインズ(株)、全日本空輸(株)、日本トランスオーシャン航空(株)、北海道国際航空(株)

鉄道事業者(23社)

北海道旅客鉄道(株)、四国旅客鉄道(株)、九州旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、西日本旅客鉄道(株)、東日本旅客鉄道(株)、近畿日本鉄道(株)、小田急電鉄(株)、京王電鉄(株)、京成電鉄(株)、京阪電気鉄道(株)、京浜急行電鉄(株)、相模鉄道(株)、西武鉄道(株)、東京急行電鉄(株)、東武鉄道(株)、名古屋鉄道(株)、南海電気鉄道(株)、西日本鉄道(株)、阪神電気鉄道(株)、阪急電鉄(株)、東京地下鉄(株)

内航海運業者(5社) 井本商運(株)、川崎近海汽船(株)、近海郵船物流(株)、栗林商船(株)、琉球海運(株)

トラック事業者(5社) 佐川急便(株)、西濃運輸(株)、日本通運(株)、福山通運(株)、ヤマト運輸(株)

【その他】(2機関) 日本銀行、日本郵政公社

1 合計 159機関

2 下線は、災害対策基本法により指定されている指定公共機関である。

指定公共機関の国民保護業務計画(主な業務)(1/2)

<p>災害研究機関</p>	<p>国、地方公共団体及び他の指定公共機関に対する武力攻撃災害の防除、軽減及び復旧に関する指導、助言その他の援助</p>
<p>医療事業者</p>	<p>医療を確保するため必要な措置 このほか、日本赤十字社については、都道府県知事が行う救援への協力、救援に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力についての政府の指揮監督の下に行う連絡調整並びに外国人に関する安否情報の収集、整理及び回答</p>
<p>公共的施設管理者</p>	<p>河川管理施設、道路、港湾及び空港の適切な管理</p>
<p>電気事業者</p>	<p>電気を安定的かつ適切に供給するため必要な措置、生活関連等施設等の安全確保措置、武力攻撃原子力災害への対処</p>
<p>電気通信事業者</p>	<p>避難施設における避難住民等のための電話その他の通信設備の臨時の設置についての都道府県知事が行う救援に対する協力並びに通信を確保し、及び国民の保護のための措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うため必要な措置</p>

指定公共機関の国民保護業務計画(主な業務)(2/2)

放送事業者	警報の内容の放送、避難の指示の内容の放送及び緊急通報の内容の放送
ガス事業者	ガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置、生活関連等施設の安全確保措置
運送事業者	避難住民の運送、緊急物資の運送並びに旅客及び貨物の運送を確保するため必要な措置
日本銀行	銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持に資するため必要な措置
日本郵政公社	郵便を確保するため必要な措置

内閣官房における国民保護重点取組項目について(1/2)

1 内閣官房の基本的考え方

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(国民保護法)は平成16年9月に施行され、平成17年3月には国の基本指針、同年10月には各省庁の国民保護計画が作成され、また、各都道府県の国民保護計画や各指定公共機関の国民保護業務計画も平成17年度中に概ね作成を終えたことなどから、国民保護に関する取り組みは、法制や各種計画の整備段階から、運用面での実効性を高める段階へと重心を移行させていくことが必要。

特に、国や地方公共団体の関係機関の連携を含めた様々な訓練の実施、各種事態を想定したマニュアルの整備、また、国民への広報啓発などに重点的に取り組むことが重要。

内閣官房における国民保護重点取組項目について(2/2)

2 重点的に取り組む主な業務

(訓練)

政府関係機関、指定公共機関や地方公共団体と共同の避難、救援、NBC災害等への対処に関する各種の図上訓練や実動訓練の実施

地方公共団体が実施する国民保護に関連する各種訓練の支援

(各種事態想定とマニュアル整備)

マニュアルの検討、関係機関の現地連携のあり方の検討

(各種システムの整備)

Em Netの整備及び拡充の検討、被害想定シミュレーションシステムの整備

(指定公共機関との連携)

指定公共機関の有事関係業務の取り組みへの支援

(国民への広報啓発等)

国民保護ポータルサイト(<http://www.kokuminhogo.go.jp>)の充実

内閣官房主催の国民保護フォーラムの開催

政府広報(テレビ、ラジオ、広報誌、新聞等)の積極的活用

有事における政府からの情報提供のあり方の検討

緊急情報ネットワークシステム (Em-Netエムネット) について

行政用専用回線で都道府県・市町村と必要な情報を送受するシステム

メールと異なり、メッセージを強制的に相手側に送信して迅速・確実に情報を伝達



官邸(対策本部)

行政用専用回線 (L GWAN)



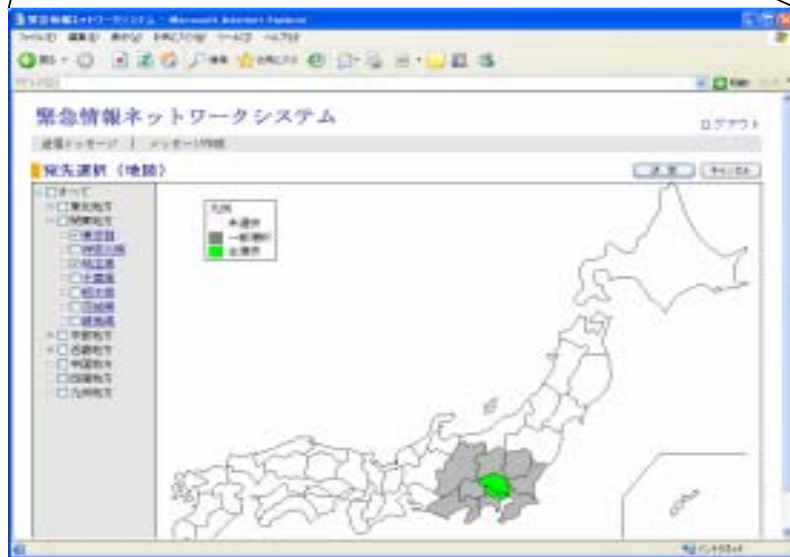
都道府県



市町村

地域を指定して
メッセージを送信

強制的にメッセージが着
信し、アラームが鳴る



平成18年度 国民保護に係る訓練の実施について

～ 国と地方公共団体の共同訓練を実施します～

1. 訓練の目的

国民保護法に基づき国、地方公共団体、その他関係機関及び地域住民が一体となった実動訓練及び図上訓練を実施し、関係機関の機能確認及び関係機関相互の連携強化を図るとともに、国民の保護のための措置に対する国民の理解の促進を図る。

2. 実動訓練

共同実施予定対象団体と実施予定時期

北海道(8月下旬) 茨城県(9月下旬) 鳥取県(11月下旬)

訓練内容

国の現地対策本部及び県の対策本部等の設置及び相互の連絡調整

住民の避難誘導、医療等の救援及び災害対処に関する措置

など、国民の保護のための一連の措置について、現地における実動訓練を実施する。

その他

一部の訓練においては、シナリオを事前に示さないいわゆるブラインド方式の訓練を部分的に導入する予定。

3. 図上訓練

共同実施予定対象団体と実施予定時期

- ・埼玉県(10月下旬)
- ・東京都(11月上旬)
- ・福井県(10月中旬)
- ・大阪府(11月上旬)
- ・鳥取県(8月上旬)
- ・愛媛県(2月上旬)
- ・福岡県(10月中旬)
- ・佐賀県(2月上旬)

訓練内容

国、地方公共団体の対策本部の運営及び相互の連絡調整、警報の通知、避難の指示等、国民保護措置に係る状況判断及び情報伝達要領について、ブラインド方式の図上訓練を実施する。

4. その他

シナリオの内容、参加機関、訓練企画・実施上の国と地方公共団体の役割分担等細部の実施要領については検討中。